

答申第2号（諮問第2号事案）

答申

第1 審査会の結論

栗原市長が令和元年11月14日付けで審査請求人に対して行った本件非開示決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和元年11月3日付けで栗原市情報公開条例（平成17年栗原市条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により栗原市長（以下「実施機関」という。）に対し、次の文書の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

私が貴市を相手取りADR調停を起こした件について、貴市側の対応がわかる資料一式。（ADRへの出席した際の貴市側での記録（出席者含む）、貴市内各部間の調整記録、対応方針決定時の会議報告書・決裁文書、顧問弁護士との相談記録、市民課で調停員に説明資料として持参した文書を含む）

- 2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、本件開示請求に係る行政文書の開示をしない旨を決定（以下「本件非開示決定」という。）し、令和元年11月14日付け栗農整第1114002号により、次の理由を付して審査請求人に行政文書非開示決定通知書を送付した。

条例第8条第6号該当市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であつて、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの。

- 3 審査請求人は、実施機関が決定した当該処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和元年11月30日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件非開示決定を取消し、非開示とした行政文書の開示を求めるといものである。

- 2 本件審査請求の理由等

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件非開示決定の理由を条例第8条第6号に該当するとしているが、当該ADRは令和元年11月1日付けで不調に終わっており、また、調停員の弁護士は「文書公開を求める上で支障はない」と判断している。
- (2) 調停継続中であれば「公正若しくは円滑な執行に支障が生じる」と認められるが、当該ADRは不調に終わり、完結した案件であることから「公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり」又は「これらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」にも該当しない。
- (3) 実施機関が「ADRが継続しているため公開できない」との主張を行う場合には、開示できる期日を明示する等が必要であるが、これらの記載が無い。

第4 実施機関の弁明の概要

1 本件審査請求の趣旨に対する答弁

本件審査請求の趣旨に対する実施機関の答弁は、本件審査請求の棄却を求めるというものである。

2 本件非開示決定の処分の理由

実施機関が主張する本件非開示決定の処分の理由は、実施機関が当審査会に提出した弁明書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

ADRの根拠である裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第1条には、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）と規定されており、当該ADRの終了に伴い、訴訟に移行する可能性があることから、本件開示請求に係る行政文書は、条例第8条第6号に規定する「争訟」に該当する。

第5 審査会の判断

1 条例第8条第6号の該当性

- (1) 条例第8条第6号は、開示請求に係る行政文書のうち、「市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの

事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」については、開示義務の対象から除外し、非開示とすることを定めている。

- (2) 条例第8条第6号では、その情報が開示義務の対象から除外され得る典型的な事務事業を例示的に列挙している。そして、栗原市情報公開条例の解釈及び運用基準（以下「解釈基準」という。）では、同号の「その他の事務事業」を「例示的に列挙した事務事業のほか、市、国等の機関が行う一切の事務事業をいう。」と定義しており、本件の実施機関が行う一切の事務事業に関する情報についても、本号の「その他の事務事業」に該当するものと認められる。
- (3) 本件開示請求により審査請求人は、「審査請求人が実施機関に連絡を入れて以降の実施機関の対応が分かる一切の行政文書」として、本件ADRに関する内部の調整記録、顧問弁護士との相談記録等の文書の開示を求めたものである。これらの文書に含まれる情報には、本件ADRにおける実施機関の内部意思決定の内容、経過等が反映されている。これらの情報を公開することにより、実施機関に将来同種の事案が生じた場合において、実施機関の内部意思決定に影響を及ぼすおそれがあり、その結果、公正若しくは円滑な対応を行うことについて支障が生じることが十分に予想される。すなわち、本件非開示決定日以後の実施機関における「当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当する。
- (4) 前3号により、本件非開示決定の対象文書は、条例第8条第6号に規定する「その他の事務事業」に該当し、かつ、「当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当するものと認められると判断する。

2 結論

当審査会は、本件を適正に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、実施機関の非開示決定に対する当審査会における審査の判断から除外する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和2年2月25日	実施機関から諮問を受けた。(栗審第2019003号)
令和2年3月17日 (第1回審議)	事案の審議を行った。
令和2年7月3日 (第2回審議)	事案の審議を行った。
令和2年10月5日 (第3回審議)	答申案のとりまとめを行った。
令和2年10月5日	実施機関に対して答申を行った。

(参考)

栗原市個人情報保護審査会委員名簿

(令和2年10月5日現在)

氏名	区分	備考
久保田 恭章	弁護士	会長
大場 伸也	司法書士	会長職務代理者
大熊 多美江	税理士	
鈴木 俊	学識経験を有する者	
白鳥 正文	学識経験を有する者	